上勝町診療所(訪問看護及び介護予防訪問看護)運営規定

(事業の目的)
上勝町が開設する上勝町診療所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するため人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の看護師が要介護状態又は要支援状態にあたる高齢者(以下「利用者」という。)に対し適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)
第2条　事業所の看護師は、要介護者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。
2　事業所の看護師は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3　事業の実施当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)
第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
一　名称　上勝町診療所
二　所在地　徳島県勝浦郡上勝町大字正木字西浦111番地7

(従業者の職種、員数及び職務内容)
第4条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。
一　管理者　1名(常勤、所長を兼務)
　管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申し込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
二　看護師　3名(常勤)
　看護師は訪問看護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)
第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
二　営業時間　午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)
第6条　訪問看護等の内容は次のとおりとする。
一　診療の補助
　褥瘡の予防・処置、カテーテル等の医療処置
二　療養上の世話
　清拭・洗髪等による清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
三　家族の支援に関すること
　家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(訪問看護の利用料その他の費用の額)
第7条　訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護師が法定代理受領サービスである場合は、その1割の額とする。
2　死後の処置量は、4，320円とする。
3　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）
第8条　通常の事業の実施地域は、上勝町内とする。

（緊急時等における対応方法）
第9条　看護師は、訪問看護等を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
2 看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（非常災害対策）
第10条 管理者は消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害備えるため、年1回以上避難、その他必要な訓練を行う。

（個人情報の保護）
第11条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第12条 事業者は、利用者の人数の養護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
(1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
(2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
(3)その他虐待防止のために必要な措置
2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）
第13条 事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。
2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
(1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に。周知徹底を図ること。
(2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
(3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

（その他運営に関する事項）
第14条　上勝町は職員の資質の向上を図るため研修を実施し、業務体制の整備を行うものとする。
一　研修　年2回（採用時研修は別途行うものとする。）
2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するとともに、退職後も同様とする。
3 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、上勝町と事業所の管理者と協議により定めるものとする。

附則
この規定は、平成24年1月1日から施行する。
この規定は、平成25年4月1日から施行する。
この規定は、平成26年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年4月1日から施行する。
この規定は、令和1年6月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。